

四日市市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月7日

四日市市公平委員会委員長 富田俊治

公平委員会規則第4号

四日市市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査等の手続に関する規則の一部を改正する規則

四日市市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査等の手続に関する規則（平成14年四日市市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の請求)</p> <p>第2条 公務災害補償の実施に関して異議があり、法第5条第1項の規定による審査の請求をしようとする者（以下「審査請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した公務災害補償審査請求書（以下「審査請求書」という。）正副2通を四日市市公平委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(事案の審査)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、証人に対し、口頭による陳述にかえて口述書を提出させることができる。この場合は、証人は口述書に</p>	<p>(審査の請求)</p> <p>第2条 公務災害補償の実施に関して異議があり、法第5条第1項の規定による審査の請求をしようとする者（以下「審査請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した公務災害補償審査請求書（以下「審査請求書」という。）正副2通に記名押印して、四日市市公平委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(事案の審査)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、証人に対し、口頭による陳述にかえて口述書を提出させることができる。この場合は、証人は口述書に</p>

署名又は記名押印しなければならない。

記名押印しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(公平委員会事務局)